

特秘第 一三二七號

大正十二年一月十八日

大政府知事

井上孝哉

459号

内務大臣 水野錬太郎殿

社会局長 友坂本造治殿

警視總監 京都府兵庫各長官殿

大阪地方裁判所檢察正殿

日本橋梁株式會社ニ於ケル  
労働争議ニ關スル件

府下西成郡豊崎町並長柄、日本橋河津橋株式會  
社ハ該工二百十名ヲ使役シ橋梁材料ヲ製造セ  
ルニ元ノ十力ハ會社ハ事業不況ニ知スル策トシテ今  
回該工ノ能率増進ノ目的ヲ以テ守素勤儉ナル  
職工齊藤深吉ヲ該長ニ按擢シタルニ該長ハ特  
殊恩禮遵守ハ之ヲ快シトセズ物ニ部下該工四十名ヲ